

2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 利水の状況

調査区域内の市町における平成 30 年度の上水道の年間取水量は、表 4-2-5 に示すとおりです。

愛知県については、県全体の上水道水源のほとんどは河川水が占めていますが、一宮市・稲沢市では取水量の約半分が地下水を水源としています。

岐阜県については、上水道水源の多くを地下水が占めており、各務原市・笠松町においては取水量のすべてが深層地下水を水源としています。

なお、調査区域には湖沼及び海域は存在しません。

表 4-2-5 利水の状況（平成 30 年度）

単位：千 m³

行政区分	年間取水量	河川水	表流水	伏流水	浅層地下水	深層地下水	湧水	ダム水	その他
一宮市	41,301	12,902	—	8,466	—	19,933	—	—	—
稲沢市	15,317	6,525	—	—	—	8,792	—	—	—
岩倉市	5,381	3,670	—	—	—	1,711	—	—	—
愛知県	881,386	424,476	334,413	27,047	11,868	83,582	—	—	—
各務原市	16,733	—	—	—	—	16,733	—	—	—
笠松町	2,812	—	—	—	—	2,812	—	—	—
岐阜県	265,113	25,702	—	37,227	12,301	129,116	4,110	1,821	54,836

注1) 「—」は該当する取水がないことを示す。

注2) 一宮市及び愛知県の河川水には、河川水を水源とする愛知県営水道事業からの受水分を含む。

出典：愛知県の水道（水道年報）（令和2年3月、愛知県ホームページ）

岐阜県における水道の概況（平成30年度版）（平成30年3月、岐阜県ホームページ）

2) 漁業の状況

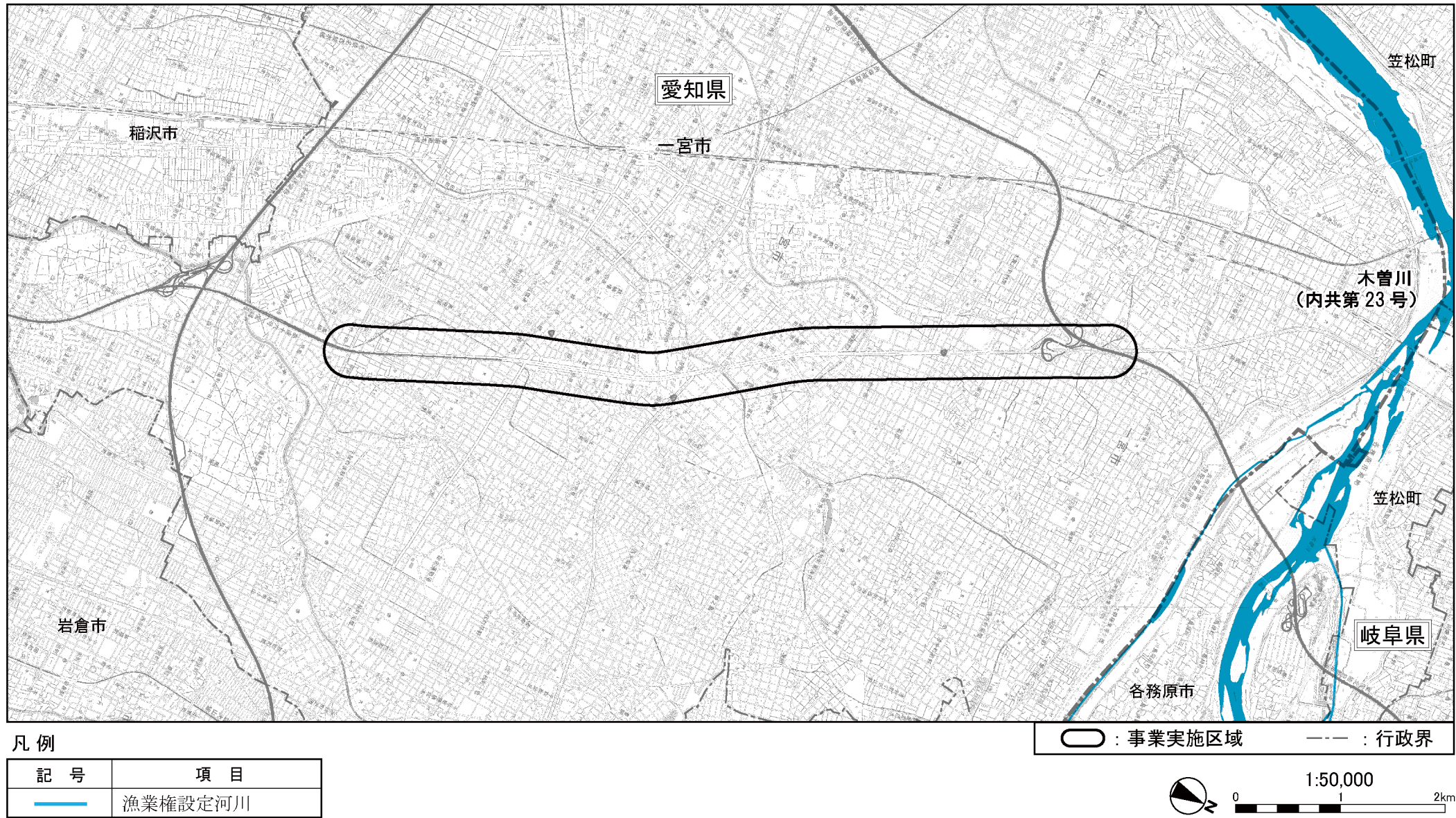
調査区域における漁業権の設定状況は表 4-2-6 及び図 4-2-3 に示すとおりです。

木曾川において、内水面漁業権が設定されています。

表 4-2-6 漁業権の設定状況

免許	免許番号	漁業区域	漁業権者	漁業名称	漁業時期	存続期間
愛知県	内共第 23 号	木曾川	木曾川長良川下流漁業 協同組合 日本ライン漁業協同組合 木曾川漁業協同組合 愛北漁業協同組合	アユ、アマゴ、コイ、 フナ、ウナギ、 オイカワ、ウグイ	1. 1 ～ 12. 31	H26. 1. 1 ～ H35. 12. 31

出典：岐阜県の水産業（平成29年12月、岐阜県農政部里川振興課水産室）



出典：岐阜県の水産業（平成29年12月、岐阜県農政部里川振興課水産室）

図 4-2-3 漁業権の設定状況

2.4 交通の状況

1) 道路の状況

調査区域における主要道路網は、図 4-2-4 に、主要道路の交通量は表 4-2-7(1)～(2)に示すとおりです。

事業実施区域は、一般国道 22 号と並走し、中京圏と北陸圏を連絡する東海北陸自動車道に接続します。

表 4-2-7(1) 自動車交通量

県	市	区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	交通量(平成 27 年度)			混雑度
					昼間 12 時間 自動車類 交通量上下 合計(台)	24 時間 自動車類 交通量上下 合計(台)	昼間 12 時間 自動車類 大型車混入率 (%)	
愛知県	一宮市	210	名神高速道路	名神高速道路～ 愛知県道高速清須一宮線一宮 IC	39,793	60,439	32.1	0.77
		220	名神高速道路	愛知県道高速清須一宮線一宮 IC ～東海北陸自動車道一宮 JCT	64,139	91,820	25.8	1.15
		830	東海北陸 自動車道	萩原三条北方線尾西 IC～ 国道 22 号一宮木曾川 IC	27,450	35,679	19.3	0.52
		840	東海北陸 自動車道	国道 22 号一宮木曾川 IC～ 国道 21 号岐阜各務原 IC	25,428	32,680	19.2	0.53
		5040	愛知県道高速 清須一宮線	一宮市浅野	45,023	57,292	12.9	0.85
		10250	国道 22 号	一宮市丹陽町伝法寺	45,042	66,178	17.5	1.21
		10260	国道 22 号	一宮市浅野	<i>42,210</i>	<i>61,627</i>	<i>12.0</i>	<i>1.24</i>
		10270	国道 22 号	一宮市朝日 2 丁目	<i>45,361</i>	<i>64,412</i>	<i>14.2</i>	<i>1.01</i>
		10280	国道 22 号	一宮市東島町 1 丁目	<i>41,768</i>	<i>60,146</i>	<i>15.2</i>	<i>0.98</i>
		10290	国道 22 号	一宮市大毛西新開	<i>38,689</i>	<i>54,552</i>	<i>15.7</i>	<i>1.02</i>
		11900	国道 155 号	一宮市浅野字一本杉	14,288	19,505	14.0	0.65
		11910	国道 155 号	一宮市羽衣 2 丁目	11,778	15,783	9.8	0.67
		11915	国道 155 号	一宮市末広 1 丁目	11,049	14,474	7.0	1.16
		12010	国道 155 号	一宮市千秋町加茂	10,157	13,306	24.0	1.11
		12020	国道 155 号	一宮市常願通 8 丁目	5,639	7,218	15.6	0.61
		40460	岐阜稲沢線	一宮市北方町北方	17,024	23,663	5.8	1.91
		43400	大垣一宮線	一宮市深坪町	18,030	25,242	8.9	0.82
		40540	大垣一宮線	一宮市大宮 4 丁目	24,473	34,752	8.9	1.02
		40815	春日井一宮線	—	<i>9,022</i>	<i>11,729</i>	<i>18.2</i>	<i>2.26</i>
		40811	春日井一宮線	一宮市三ツ井 5 丁目	1,556	2,023	2.8	0.32
		42770	一宮犬山線	一宮市大赤見北広手	9,507	12,454	8.7	0.88
		42830	一宮蟹江線	一宮市大和町於保	9,543	12,406	6.0	1.33
		60770	奥音羽線	一宮市開明字名古羅	5,163	6,557	3.1	0.77
60800	西萩原北方線	—	<i>3,455</i>	<i>4,353</i>	<i>3.9</i>	<i>0.42</i>		
60840	萩原三条北方 線	一宮市北方町北方字東泉屋郷	5,365	6,814	12.0	0.81		

注) 斜体で示した交通量及びピーク比率、大型車混入率、混雑度は推定値である。

表 4-2-7(2) 自動車交通量

県	市	区間 番号	路線名	交通量観測地点地名	交通量(平成 27 年度)			
					昼間 12 時 間自動車類 交通量上下 合計(台)	24 時間 自動車類 交通量上下 合計(台)	昼間 12 時間 自動車類大 型車混入率 (%)	混雑度
愛知県	一宮市	60870	浅野羽根岩倉線	一宮市千秋町浅野羽根	9,685	12,591	13.9	1.14
		60880	一宮川島線	一宮市大毛字南出	6,429	8,229	5.7	0.52
		60890	一宮各務原線	一宮市中島通 1 丁目	13,517	18,383	8.0	1.49
		60910	一宮各務原線	一宮市浅井町河田字中屋敷	9,036	11,983	6.5	0.78
		66190	島村佐千原線	一宮市島村字花ノ木	3,379	4,258	5.9	0.35
		60920	浅井清須線	一宮市西大海道地内	8,571	11,056	8.3	0.84
		60930	浅井清須線	一宮市千秋町浅野羽根字妙興寺	11,606	15,436	11.9	1.38
		60960	井之口江南線	一宮市丹陽町九日市場	10,885	14,042	27.3	1.34
		60961	井之口江南線	一宮市千秋町塩尻	2,908	3,751	7.5	2.00
		61281	小折一宮線	一宮市千秋町一色字東出	5,705	7,245	12.1	0.84
		61330	江南木曾川線	一宮市浅井町大日比野字北流	9,064	11,783	10.0	0.96
		61340	江南木曾川線	一宮市大毛字池田	7,521	9,627	5.3	0.83
		61450	里小牧北方江南線	一宮市光明寺字千馬	8,474	11,016	9.1	0.92
		61550	名古屋一宮線	一宮市多加木 2 丁目	11,531	15,336	7.7	1.23
		61560	名古屋一宮線	一宮市今伊勢町神戸字乾	14,112	19,475	6.8	0.80
		61650	大垣江南線	一宮市今伊勢町東更屋敷	5,493	6,976	4.7	0.83
		61660	大垣江南線	一宮市春明字裏山	6,452	8,259	5.9	0.89
		65180	尾張一宮停車場線	一宮市本町 4 丁目	11,805	15,583	4.8	0.40
		65240	新一宮停車場線	—	4,896	6,218	6.9	0.66
		65890	一宮西中野線	一宮市大和町妙興寺	5,064	6,431	5.6	0.62
	稲沢市	61230	小牧岩倉一宮線	稲沢市赤池旗屋町	6,495	8,314	13.0	0.94
	岩倉市	40790	春日井一宮線	岩倉市大地新町 2 丁目	7,936	10,317	21.0	0.77
		40810	春日井一宮線	岩倉市野寄町	6,953	9,039	14.1	2.25
		40812	春日井一宮線	岩倉市鈴井町立切	9,224	11,991	11.4	0.64
		42730	名古屋江南線	岩倉市中央町 3 丁目	17,815	24,763	11.0	0.69
		61250	岩倉停車場線	—	9,821	12,767	15.4	1.00
岐阜県	各務原市	210	東海北陸自動車道	国道 22 号一宮木曾川 IC~ 国道 21 号岐阜各務原 IC	25,428	32,680	19.2	0.53
		60090	一宮川島線	各務原市川島緑町 3 丁目 6 番地先	2,049	2,459	6.1	0.42
	笠松町	60570	下中笠松線	笠松町北及 595 番地先	7,372	9,436	12.2	0.74

注) 斜体で示した交通量及びピーク比率、大型車混入率、混雑度は推定値である。

出典：平成27年度道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）（国土交通省ホームページ）

2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道は図 4-2-4 に示すとおり、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線及び名鉄犬山線があります。主要駅の駅別年間乗車人員は表 4-2-8 に示すとおりです。

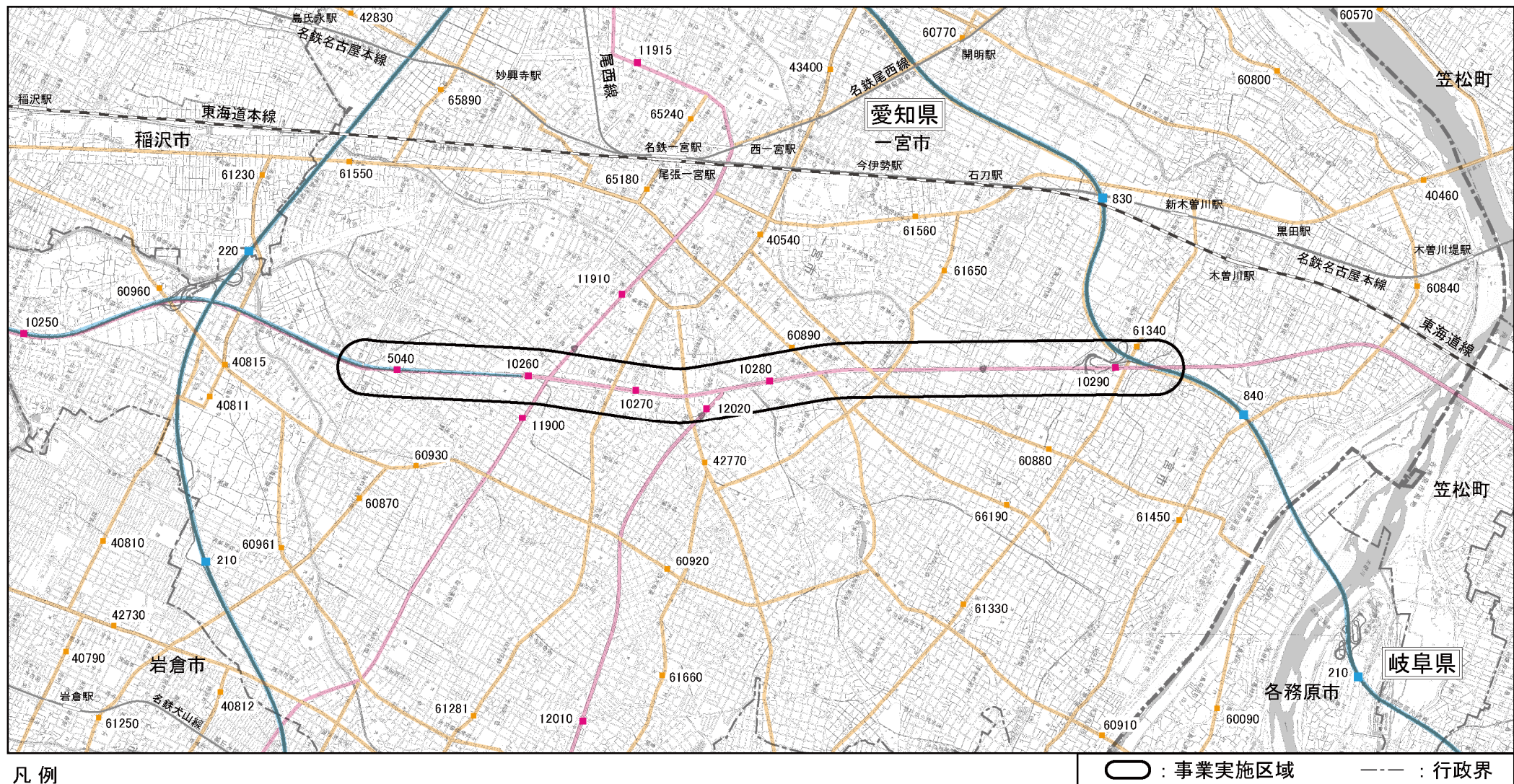
平成 29 年度の各駅の年間乗車人員数は、愛知県では一宮市の中心駅である JR 尾張一宮が約 9,899 千人、名鉄一宮駅が約 6,524 千人にのぼっています。

表 4-2-8 駅別年間乗車人員

県	市	路線名	駅名	年間乗車人員 (人)		年度
					定期 (人)	
愛知県	一宮市	JR 東海道本線	尾張一宮	9,899,957	6,907,783	平成 29 年度
		名鉄名古屋本線	名鉄一宮	6,524,900	4,407,960	
	稲沢市	名鉄名古屋本線	国府宮	4,126,978	3,070,350	
	岩倉市	名鉄犬山線	岩倉	4,438,825	2,853,780	
岐阜県	笠松町	名鉄名古屋本線	笠松	1,464,190	921,210	平成 30 年度

出典：令和元年度刊愛知県統計年鑑（令和2年3月、愛知県ホームページ）

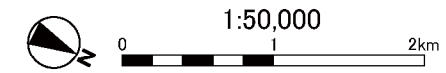
令和元年岐阜県統計書（令和2年7月、岐阜県）



凡例

記号	項目
■	交通量観測位置・区間番号
— (Blue)	高速自動車国道等
— (Pink)	国道
— (Orange)	主要地方道・県道
— (Black/Dashed)	鉄道

○ : 事業実施区域 - - - : 行政界



出典：平成27年度道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）（国土交通省ホームページ）

図 4-2-4 主要交通網位置図

2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

調査区域に位置する、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校・図書館、幼稚園・保育園等、病院・福祉施設）の状況は、表 4-2-9(1)～(2)、表 4-2-10(1)～(2)及び表 4-2-11(1)～(3)に、位置図は図 4-2-5、図 4-2-6 及び図 4-2-7 に示すとおりです。

調査区域全域に多数分布しており、事業実施区域においては、中学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、幼稚園が 1 箇所、福祉施設が 6 箇所存在します。

表 4-2-9(1) 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No	名称	所在地		
小学校	愛知県	一宮市	1	宮西小学校	大宮 4-5-33		
			2	貴船小学校	貴船 1-8-46		
			3	神山小学校	平和 2-12-7		
			4	大志小学校	大志 2-7-6		
			5	向山小学校	向山町 3-1		
			6	葉栗小学校	大毛南出 30		
			7	西成小学校	西大海道障子目 30		
			8	瀬部小学校	瀬部川原 55		
			9	赤見小学校	大赤見清水 2467		
			10	浅野小学校	浅野野口 95		
			11	丹陽小学校	三ッ井 5-22-1		
			12	丹陽西小学校	多加木 1-17-1		
			13	丹陽南小学校	丹陽町九日市場 2666		
			14	浅井南小学校	浅井町東浅井地蔵 386		
			15	浅井北小学校	浅井町大野南土山 75		
			16	北方小学校	北方町北方宮浦 43		
			17	大和東小学校	大和町戸塚薬師浦 320		
			18	今伊勢小学校	今伊勢町新神戸字乾 26		
			19	千秋小学校	千秋町佐野北浦 136		
			20	千秋南小学校	千秋町小山 1329		
			21	富士小学校	富士 2-5-14		
			22	末広小学校	末広 2-20-1		
			23	西成東小学校	春明中切 1		
			24	今伊勢西小学校	今伊勢町馬寄西平 4-1		
			25	葉栗北小学校	光明寺畳手 55		
			26	浅井中小学校	浅井町大日比野東若栗 61		
			27	開明小学校	開明城堀 20		
			28	黒田小学校	木曾川町黒田古城 26-2		
			29	木曾川西小学校	木曾川町玉/井道路寺 7-3		
			30	木曾川東小学校	木曾川町黒田八/通り 141-1		
				稲沢市	31	稲沢東小学校	長野 6-50
					32	下津小学校	下津ふじ塚町 83
				岩倉市	33	岩倉北小学校	本町南新溝廻間 2
					34	岩倉南小学校	大地町小森 93-1

表 4-2-9(2) 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

種別	県	市町	No	名称	所在地
小学校	岐阜県	笠松町	35	下羽栗小学校	中野 227
			36	松枝小学校	長池 642
中学校	愛知県	一宮市	37	北部中学校	貴船 1-6-10
			38	中部中学校	八幡 4-1-111
			39	南部中学校	浅野土井ノ内 1-1
			40	葉栗中学校	高田清水 100
			41	西成中学校	西大海道柏木 15
			42	丹陽中学校	丹陽町三ッ井鬼ヶ島 6
			43	浅井中学校	浅井町前野郷西 145
			44	北方中学校	北方町北方宮浦 42
			45	今伊勢中学校	今伊勢町宮後郷中茶原 52
			46	千秋中学校	千秋町佐野高須 2982
			47	西成東部中学校	定水寺五反田 10
48	木曾川中学校	木曾川町里小牧北青木 25			
49	大成中学校	千秋町小山大福田 1878-2			
		稲沢市	50	治郎丸中学校	治郎丸柳町 1-1
		岩倉市	51	岩倉中学校	西市町竹之宮 24
高等学校	愛知県	一宮市	52	一宮高等学校	北園通 6-9
			53	一宮北高等学校	笹野氏神東 1
			54	一宮南高等学校	千秋町町屋平松 6-1
			55	一宮工業高等学校	千秋町佐野辻田 2112
			56	一宮商業高等学校	文京 2-1-7
			57	修文女子高等学校	日光町 6-1
			58	大成高等学校	千秋町小山字大福田 1878-2
		岩倉市	59	岩倉総合高等学校	北島町川田 1
大学	愛知県	一宮市	60	一宮研伸大学 愛知さわみ看護短期大学	常願通 5 丁目 4 番 1
			61	修文大学	日光町 6
特別支援学校	愛知県	一宮市	62	一宮特別支援学校	杉山氏神廻 1
			63	一宮東特別支援学校	丹羽中山 1151-1
専修学校	愛知県	一宮市	64	一宮市立中央看護専門学校	松降 1-9-21
図書館	愛知県	一宮市	65	中央図書館	栄 3 丁目 1 番 2 号 尾張一宮駅前ビル 5-7 階
			66	玉堂記念木曾川図書館	木曾川町外割田字西郷中 25 番地
			67	子ども文化広場図書館	朝日 1 丁目 6 番 9 号
			68	地域文化広場図書室	時之島字玉振 1 番地 1
			岩倉市	69	岩倉市図書館
	岐阜県	笠松町	70	総合会館図書室	中野 229 番地

出典：令和元年度学校一覧（愛知県ホームページ）、県内学校一覧（岐阜県ホームページ）
 愛知県内の大学（愛知県ホームページ）
 各館案内（一宮市立図書館ホームページ）、図書館施設案内（岩倉市ホームページ）
 図書室の案内（笠松町ホームページ）

表 4-2-10(1) 幼稚園・保育園等の状況

種別	県	市町	No	名称	所在地
幼稚園	愛知県	一宮市 岩倉市	1	修文大学附属一宮幼稚園	日光町 6
			2	一宮栽松幼稚園	大赤見西川垂 99-1
			3	一宮聖光幼稚園	古金町 1-40
			4	愛知文教女子短期大学附属 一宮東幼稚園	千秋町小山北川田 1522-7
			5	大野幼稚園	浅井町大野郷西 32-2
			6	おじま幼稚園	北神明町 3-68-5
			7	北方幼稚園	北方町北方中土取 188
			8	劔正幼稚園	本町 1-4-24
			9	中田劔正幼稚園	北小渕中田 60
			10	サンタマリア幼稚園	今伊勢町馬寄桑屋敷 34-2
			11	今伊勢真光幼稚園	今伊勢町馬寄西切戸 7-1
			12	たんぼぼ幼稚園	島村六反田 55
			13	丹陽幼稚園	あずら 1-18-16
			14	千秋幼稚園	千秋町佐野加村 25
			15	大和東幼稚園	大和町妙興寺才田 32
			16	西成幼稚園	春明中切生 7-2
			17	平安幼稚園	浅井町小日比野堤南の切 1622-11
			18	きそがわ幼稚園	木曾川町外割田字郷中川田 212
			19	木曾川花園幼稚園	木曾川町黒田宝光寺 37
				岩倉市	20
保育園	愛知県	一宮市	21	野口保育園	野口 1-19-7
			22	押場保育園	音羽 2-2-29
			23	真澄保育園	公園通 4-20
			24	貴船保育園	貴船 2-5-17
			25	富士保育園	富士 1-12-8
			26	大志保育園	大志 2-5-20
			27	一色保育園	一色町 76
			28	葉栗保育園	島村字上深田 58
			29	光明寺保育園	光明寺字大条戸 135
			30	浅野保育園	浅野字佐五山 55
			31	西成保育園	西大海道字北裏 2
			32	瀬時保育園	瀬部字川原 62
			33	赤見保育園	小赤見字清水 13
			34	丹陽保育園	三ツ井 1-15-3
			35	丹陽西保育園	多加木 1-24-10
			36	丹陽南保育園	伝法寺 6-2-26
			37	浅井保育園	浅井町西海戸字柿の木 28
			38	浅井中保育園	浅井町大日比野字東屋敷 2415
			39	浅井北保育園	浅井町大野字天神西 290
			40	北方東保育園	北方町北方字狐塚西 10
			41	北方西保育園	北方町中島字西流 1280
			42	大和東保育園	花池 3-10-3

表 4-2-10(2) 幼稚園・保育園等の状況

種別	県	市町	No	名称	所在地	
保育園	愛知県	一宮市	43	今伊勢中保育園	今伊勢町宮後字西茶原 58-1	
			44	今伊勢南保育園	今伊勢町本神戸字立切 1-6	
			45	今伊勢北保育園	今伊勢町馬寄字桑屋敷 17-1	
			46	千秋保育園	千秋町佐野字下川田 36	
			47	千秋南保育園	千秋町小山字南川田 4	
			48	千秋北保育園	千秋町浮野字定筆 33	
			49	開明保育園	開明字名古羅 34	
			50	神明保育園	木曾川町黒田七ノ通り 144	
			51	黒田北保育園	木曾川町黒田字籠守西 108	
			52	門間保育園	木曾川町門間字東北出 318	
			53	外割田保育園	木曾川町外割田字摺鉢 27	
			54	里小牧保育園	木曾川町里小牧字神明東 5-1	
			55	黒田西保育園	木曾川町黒田字北宿四の切 80	
			56	一宮尚正会保育園	古金町 2-18	
			57	みづほ保育園	浅井町尾関字同者 138	
			58	研修保育園	春明字西柳原 47	
			59	若の宮保育園	島村字下老光寺 44-1	
			60	末広保育園	末広 2-20-20	
			61	ふたば保育園	大和町馬引字古宮 63	
			62	かもめ保育園	末広 1-21-10	
			63	かもめ三ツ井保育園	三ツ井 6-9-1	
		64	丹羽保育園	丹羽字南屋敷 1555-1		
		65	明泰保育園	木曾川町三ツ法寺字宮西 328		
		66	駅西にわ(丹羽分園)保育園	新生 1-4-4		
		67	アートチャイルドケア尾張一宮保育園	森本 5-25-5		
		稲沢市	岩倉市	68	下津保育園	下津住吉町 42
				69	子生和保育園	子生和小原町 34
				70	小正保育園	小池 2-10-5
71	中部保育園			本町畑中 65		
岩倉市	岩倉市	72	南部保育園	大地町小森 5		
		73	西部保育園	西市町二本木 19-8		
		74	下寺保育園	下本町下寺廻 107-1		
岐阜県	笠松町	75	下羽栗保育所	無動寺 228		
認定 こども園	愛知県	一宮市	76	九品寺幼稚園	真清田 2-14-7	
	岐阜県	各務原市	77	かわしま育ちの庭	川島松原町 234-2	
			78	かわしま学びの庭	川島松原町 274	

出典：一宮市内の私立幼稚園一覧、一宮市内公立保育園一覧
一宮市内私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧（一宮市ホームページ）
稲沢市内の幼稚園、保育施設一覧表（稲沢市ホームページ）
幼稚園、保育園・認定こども園（岩倉市ホームページ）
保育所（園）・認定こども園（各務原市ホームページ）
保育所（園）一覧（笠松町ホームページ）

表 4-2-11(1) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No	名称	所在地	
病院	愛知県	一宮市	1	一宮市立市民病院	文京 2-2-22	
			2	一宮市立木曾川市民病院	木曾川町黒田北野黒 165	
			3	総合大雄会病院	桜 1-9-9	
			4	いまむら病院	今伊勢町本神戸無量寺東 17	
			5	(医)山下病院	中町 1-3-5	
			6	(医)尾張健友会千秋病院	千秋町塩尻山王 1	
			7	(医)来光会尾洲病院	浅井町小日比野新太 37	
			8	大雄会第一病院	羽衣 1-6-12	
			9	いまいせ心療センター	今伊勢町宮後郷中茶原 30	
			10	一宮西病院	開明平 1	
			11	(医)医徳会国井病院	木曾川町黒田三ノ通り 32-1	
	岐阜県	笠松町	12	愛生病院	円城寺 971	
			13	松波総合病院	田代 185-1	
福祉施設	愛知県	一宮市	特別養護老人ホーム			
			14	あいふるの里	浅井町西海戸字余陸寺 45-1	
			15	ウエルコートみづほ	浅井町尾関字同者 163-2	
			16	サンリバー	木曾川町里小牧字笹原 148	
			17	たんぼぼ加茂の里	千秋町加茂字海戸 22	
			18	葉栗の郷	島村字六反田 60	
			19	丹陽	丹陽町九日市場字新猫塚 85	
			20	風の苑マグノリア	今伊勢町馬寄字東瀬古 55-1	
			21	ちあき	千秋町小山字山王 22-1	
			22	プチ・プレジール	大和町於保字丹波 6-3	
			23	ちあき第二	千秋町小山字山王 21-1	
			24	えもり	浅井町江森字楼光寺 16-1	
			25	たんぼぼ鶉の里	時之島字大東 21-1	
			26	ゆとりの郷	光明寺字古屋敷 186-1	
			介護老人保健施設			
			27	医療法人大雄会老人保健施設アウン	浅井町尾関字同者 165	
			28	医療法人来光会老人保健施設ピエタ	浅井町小日比野字新太 37	
			29	医療法人尾張健友会介護老人保健施設ちあき	丹陽町重吉新田裏東切 1077-1	
			30	介護老人保健施設サザン一宮	北小淵字道上 55-1	
			軽費老人ホーム			
			31	ケアハウスウエルコートみづほ	浅井町尾関字同者 163-2	
			32	ケアハウスコムネックスみづほ	木曾川町黒田字西沼 52	
			33	ケアハウスちあき	丹陽町重吉新田裏東切 1070-6	
			34	ケアハウス露庵	千秋町佐野字五反田 15	
有料老人ホーム						
35	遊楽苑一宮	長島町 1-3				
36	有料老人ホームたんぼぼ森本の家	森本一丁目 20 番 15 号				
37	ザ・フクシアコート小原住宅型有料老人ホーム	小原町 14-1				

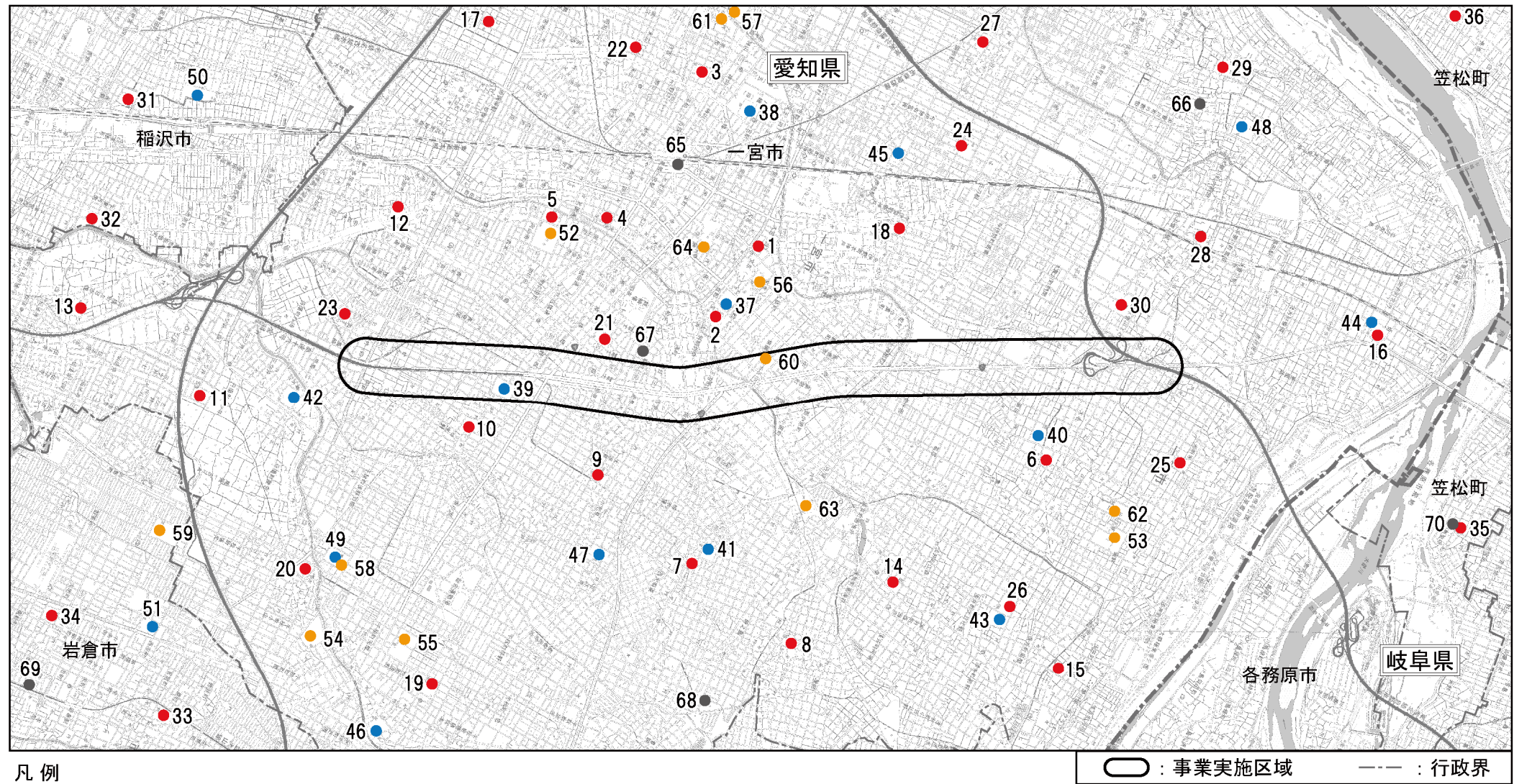
表 4-2-11 (2) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No	名称	所在地
福祉施設	愛知県	一宮市	38	さくら苑	浅野字居森野 84 番地
			39	メドタウンいちのみや	奥町字宮前 44-1
			40	スマイルコート黒田	木曾川町黒田字西町南 36 番地
			41	たんぽぽグランドハウス	栄一丁目 1 番 18 号
			42	K ライン・ケアレジデンス一宮	下沼町 1 丁目 15 番地の 2
			43	ライフケア門間	木曾川町門間字西出 6 番
			44	花みずき苑	浅野字佐五山 65
			45	楽・楽	丹羽字六反畑 867 番地 6
			46	いぶき	木曾川町黒田井桁畔 224-1
			47	きたかたの憩	北方町北方中屋敷郷 218
			48	一花 開明	開明字飛山流 57 番 1
			49	ニッケあすも一宮	今伊勢町本神戸字前畑 1 番
			50	シルバーホームみのり西小原	西小原町 21 番 1
			51	ほっとファミリー	西大海道字下宮 41 番地
			52	あいる両郷町	両郷町 3 丁目 25-2
			53	ライフケア妙興寺	大和町妙興寺字西之口 2361 番地 1
			54	さくら荘	大志 1-13-20
			55	のぞみの家今伊勢	今伊勢町馬寄字西切戸 30-1
			56	豆の郷	木曾川町黒田七ノ通り 271 番
			57	こんぺいとう一宮	両郷町 3 丁目 46 番 1
			58	ザ・フクシアコート 丹羽	丹羽六反畑 852 番地 1
			59	ハピネス森本	森本三丁目 10 番 10 号
			60	ライフケア大赤見	大赤見字大島 17 番地
			61	すずらん一宮市	緑 5 丁目 2 番 8
			62	さん・さん北方の杜	北方町北方字内沼 257 番地 5
			63	住宅型有料老人ホーム とわの杜	赤見 3 丁目 4 番 2
			64	リアン一宮牛野通	牛野通 2-50-1
			65	住宅型有料老人ホームあるふあの家	西島町一丁目 18 番
66	ええなもはうす	音羽 2 丁目 5 番 17 号-2			
67	のぞみの家 千秋	千秋町加茂字上向 5 番			
68	ハピネス新生	新生三丁目 9 番 1 号			
69	和の里木曾川	木曾川町黒田六ノ通り 120 番 1			
70	和の里 瀬部	大字瀬部久込 14 番 3			
71	CARE	栄 4 丁目 3 番地 7			
72	ケアホームさくら	浅井町河端字吹 25 番地 2 ロイヤハイツ-1 号			
73	シルバーシティ愛ライフ更屋敷東館	更屋敷字居住 35 番 4			
74	ナーシングホーム える	開明字馬保里 81 番地			
75	からふる庭園 千秋	千秋町浮野字陽受 1 番地			
76	住宅型有料老人ホーム 孔雀	時之島字大東 21 番 2			
77	ナラティブホームさつき	大赤見才勝 5			
78	ナーシングホーム北斗木曾川	富塚字山寺 27			

表 4-2-11 (3) 病院、福祉施設の状況

種別	県	市町	No	名称	所在地			
福祉施設	愛知県	一宮市	79	サポートテラス深坪	深坪町 32-2			
			80	ユトリロの空	大和町妙興寺字徳法寺浦 25			
			81	ナーシングハウスつくしの里高畑	高畑町 3-61-1			
		稲沢市	有料老人ホーム					
			82	カナン	小池二丁目 12 番 7 号			
			83	一花 下津	下津小井戸町 41			
			84	安住	長野 5 丁目 80 番地			
			85	ノエル	小池二丁目 4-21			
		岩倉市	特別養護老人ホーム					
			86	岩倉一期一会荘	北島町二本木 7			
			87	岩倉一期一会荘 花むすび	北島町七反田 15			
			軽費老人ホーム					
				88	ケアハウスいわくら	北島町二本木 7		
		岐阜県	各務原市	有料老人ホーム				
				89	いずみ野	川島緑町 1 丁目 138 番 1		
笠松町	有料老人ホーム							
	90	ハートピア	円城寺 964 番地の 1					

出典：県内医療機関名簿（愛知県ホームページ）
 病院施設一覧（岐阜県ホームページ）
 高齢者向け施設のご案内 施設一覧（愛知県ホームページ）
 社会福祉施設等名簿（岐阜県ホームページ）

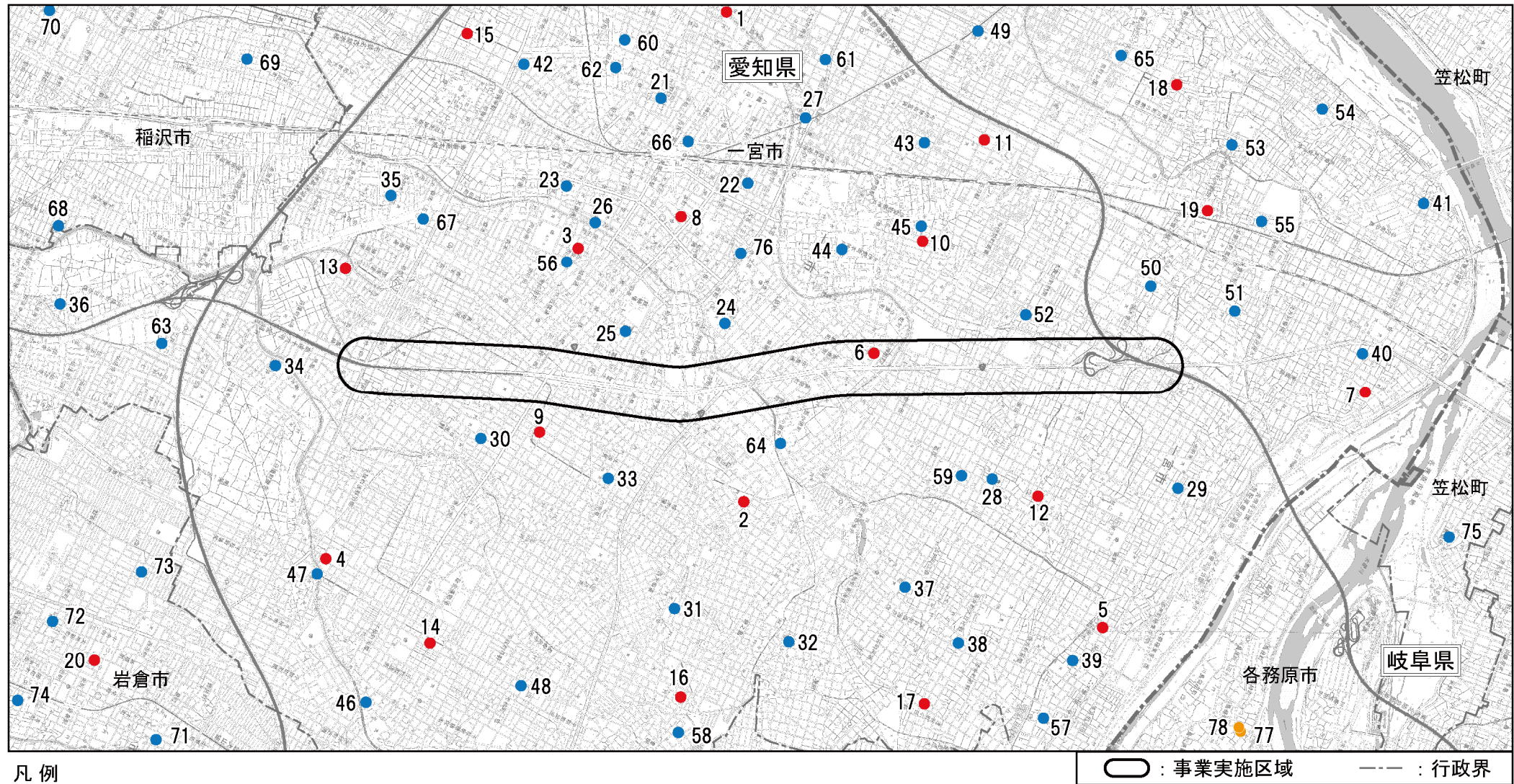


凡例

記号	項目
● (赤)	小学校
● (青)	中学校
● (黄)	高等学校・大学等
● (黒)	図書館

出典：令和元年度学校一覧（愛知県ホームページ）
 県内学校一覧（岐阜県ホームページ）
 愛知県内の大学（愛知県ホームページ）
 各館案内（一宮市立図書館ホームページ）
 稲沢市図書館（稲沢市ホームページ）
 図書館のご案内（各務原市ホームページ）
 図書室の案内（笠松町ホームページ）

図 4-2-5 学校（小学校、中学校、高等学校、大学等）及び図書館の状況

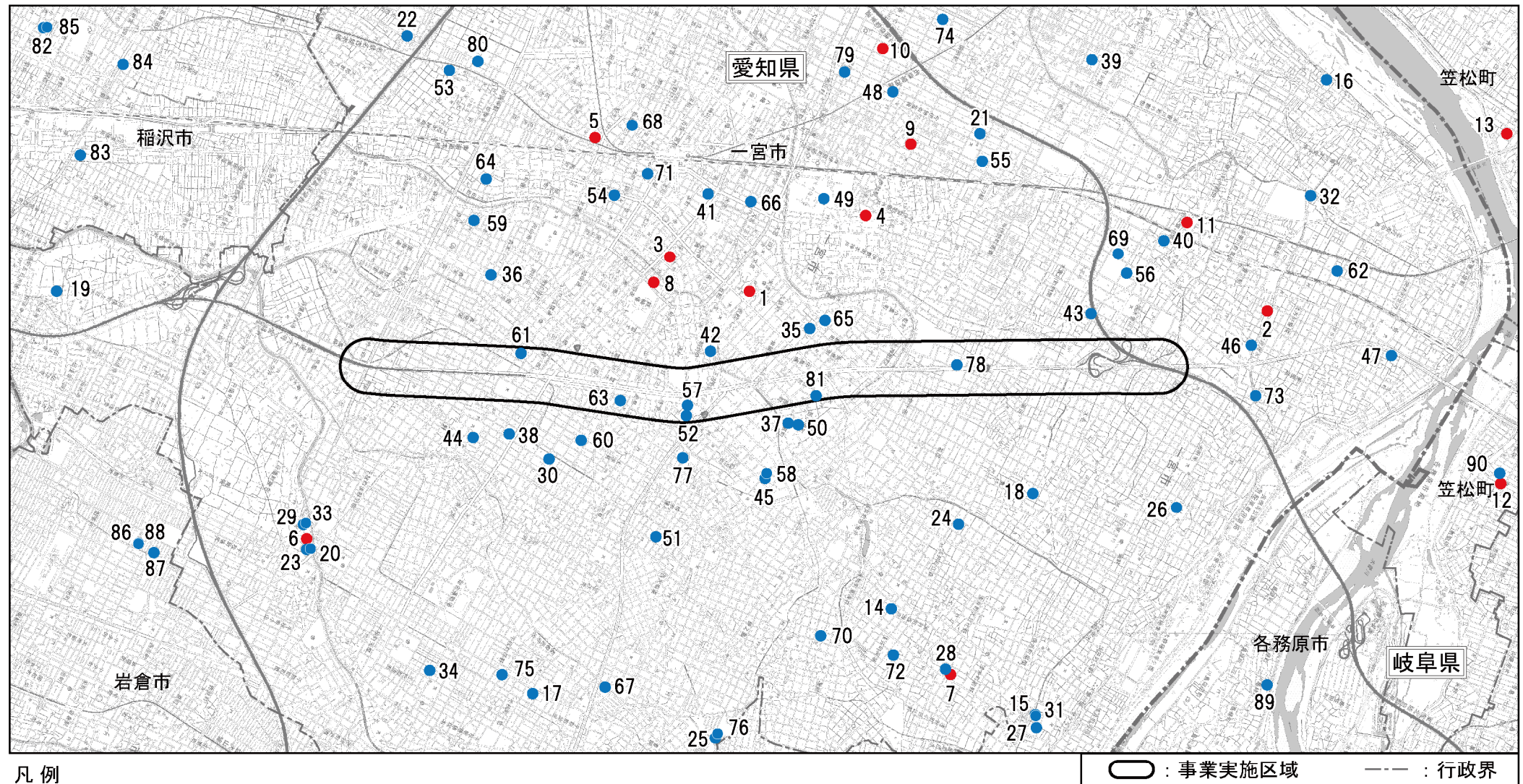


凡例

記号	項目
● (赤)	幼稚園
● (青)	保育園
● (黄)	認定こども園

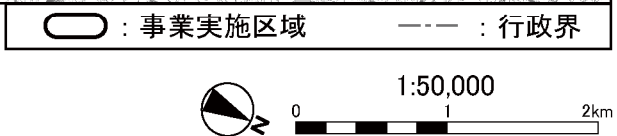
出典：一宮市内の私立幼稚園一覧、一宮市内公立保育園一覧、一宮市内私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所一覧（一宮市ホームページ）
 稲沢市内の幼稚園、保育施設一覧表（稲沢市ホームページ）
 幼稚園、保育園・認定こども園（岩倉市ホームページ）
 保育所（園）・認定こども園（各務原市ホームページ）
 保育所（園）一覧（笠松町ホームページ）

図 4-2-6 幼稚園、保育園、認定こども園の状況



凡例

記号	項目
● (Red)	病院
● (Blue)	福祉施設

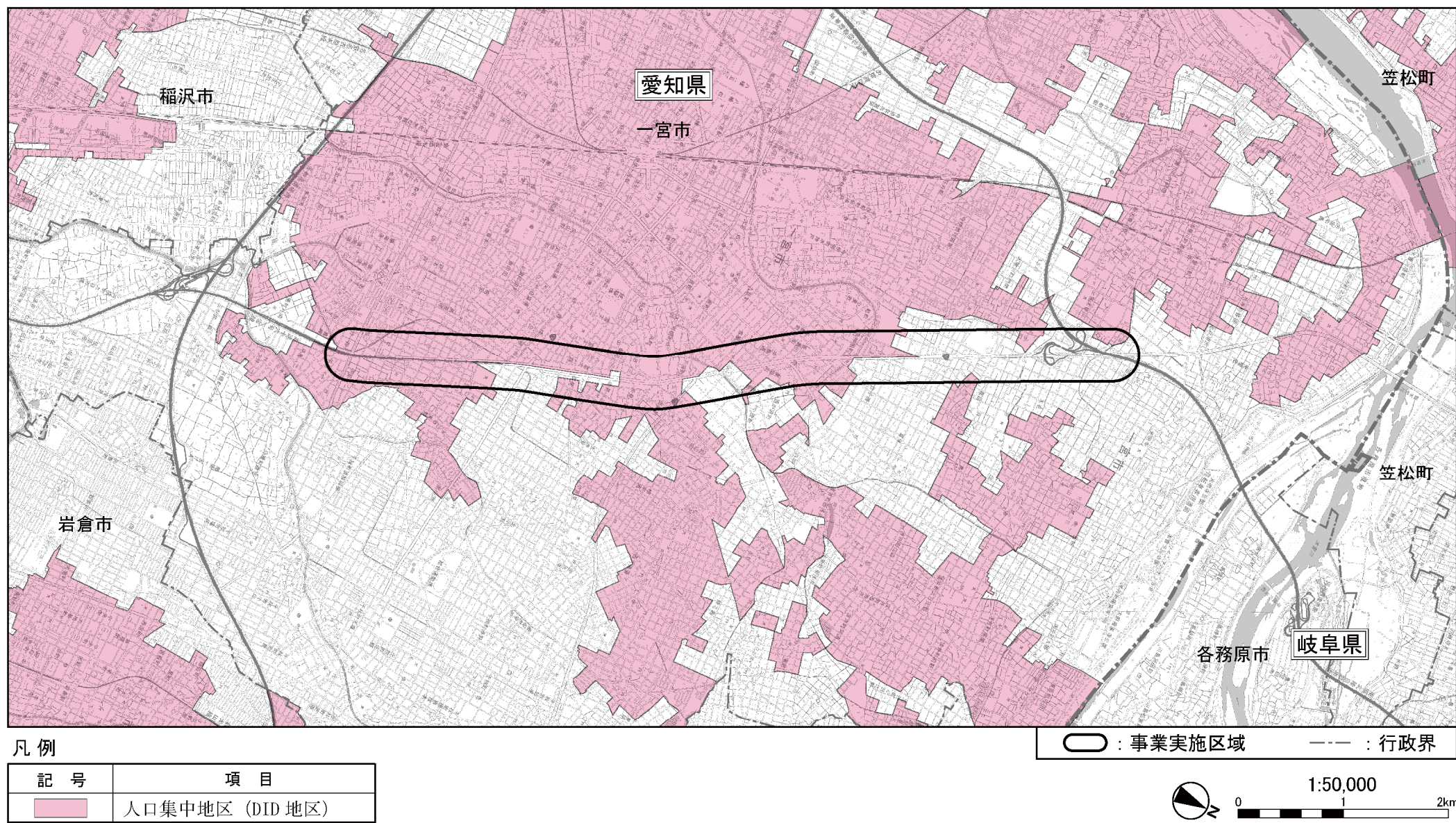


出典：県内医療機関名簿（愛知県ホームページ）
 病院施設一覧（岐阜県ホームページ）
 高齢者向け施設のご案内 施設一覧（愛知県ホームページ）
 社会福祉施設等名簿（岐阜県ホームページ）

図 4-2-7 病院、福祉施設の状況

2) 住宅の配置の概況

調査区域は、市街地に位置し、住宅は全域に広く分布しています。また、図 4-2-8 に示すとおり、人口集中地区（DID 地区）が存在します。



凡例

記号	項目
	人口集中地区 (DID 地区)

: 事業実施区域
 : 行政界

0
1
2km

1:50,000

出典：国土数値情報 人口集中地区データ（国土交通省）
 (https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A16-v2_3.html) を加工して作成

図 4-2-8 人口集中地区 (DID 地区) の状況

2.6 下水道の整備の状況

調査区域内の市町における下水道整備状況は、表 4-2-12 に示すとおりです。

愛知県内の調査区域内の市町の汚水処理人口普及率は約 79～約 84%、下水道処理人口普及率は約 43～約 69%であり、いずれも愛知県全体と比較して低くなっています。調査区域の公共下水道処理場は表 4-2-13 及び図 4-2-9 に示すとおり、東部浄化センターの 1 箇所が存在します。

愛知県では「全県域汚水適正処理構想 (Aichi-Water Recovery Plan)」が平成 8 年度に策定されています。同構想では平成 15 年度及び平成 23 年度の見直しを経て、将来の人口減少及び市町村合併を見据えたより効率性の高い汚水処理を行うよう計画されており、最終的には全県における公共下水道普及率を 95%とし、残りを合併処理浄化槽等で処理することとしています。

岐阜県内の調査区域内の市町の汚水処理人口普及率は約 91～約 95%、下水道処理人口普及率は約 82～約 89%であり、いずれも岐阜県全体と比較して概ね高くなっています。なお、調査区域内の市町の下水道処理場としては、各務原市の各務原浄化センターで調査区域内の市町を含む 4 市 6 町の下水を受け入れているほか、岐阜市中心部周辺には中部・南部・北部及び北西部プラントが設けられています。

なお、岐阜県では平成 5 年度に「全県域下水道化構想」が策定されましたが、策定から 20 年以上が経過し、人口減少などの社会情勢の変化により、前構想で描いた将来の姿と現状との乖離が生じているため、平成 30 年度に新たに「岐阜県汚水処理施設整備構想」が策定されています。令和 7 年度の汚水処理人口普及率 95%を目標数値として掲げています。その他、中期目標として、整備区域の適切な見直しに基づく汚水処理施設の早期概成、長期目標として、持続可能な汚水処理施設の整備・運営を掲げています。

注) 構想策定時の名称はそれぞれ「農村下水道」「個人下水道」である。

出典：全県域汚水適正処理構想 (Aichi-Water Recovery Plan) (平成28年7月、愛知県)

岐阜県の下水道 (令和2年3月、岐阜県都市建築部下水道課)

表 4-2-12 下水道の整備の状況

行政区分	人口 (千人)	汚水 処理人口 (千人)	下水道 処理人口 (千人)	汚水処理 人口普及率 (%)	下水道処理 人口普及率 (%)
一宮市	385.2	322.3	261.2	83.7	67.8
稲沢市	136.9	107.6	59.4	78.6	43.4
岩倉市	47.9	39.0	33.1	81.5	69.1
愛知県	7,556.2	6,879.5	5,947.3	91.0	78.7
各務原市	147.4	140.6	120.5	95.4	81.7
笠松町	22.2	20.3	19.8	91.4	89.4
岐阜県	2,024.7	1,880.0	1,555.2	92.9	76.8

注1) 愛知県は平成30年度末、岐阜県は令和元年度末の集計結果である。

注2) 人口・汚水処理人口・下水道処理人口は小数第2位を四捨五入した値である。

出典：愛知の下水道 (資料編) (令和2年1月、愛知県ホームページ)

岐阜県における令和元年度末の汚水処理人口普及状況について (令和2年9月、岐阜県ホームページ)

表 4-2-13 公共下水道処理施設

No	県	市	施設名	所在地	処理能力 (m ³ /日)	供用開始
①	愛知県	一宮市	東部浄化センター	多加木 5-32-53	54,400 (晴天時)	合流式：昭和 35 年 分流式：昭和 63 年

出典：水道施設（一宮市ホームページ）



凡例

記号	項目
●	公共下水道処理施設

出典：水道施設（一宮市ホームページ）

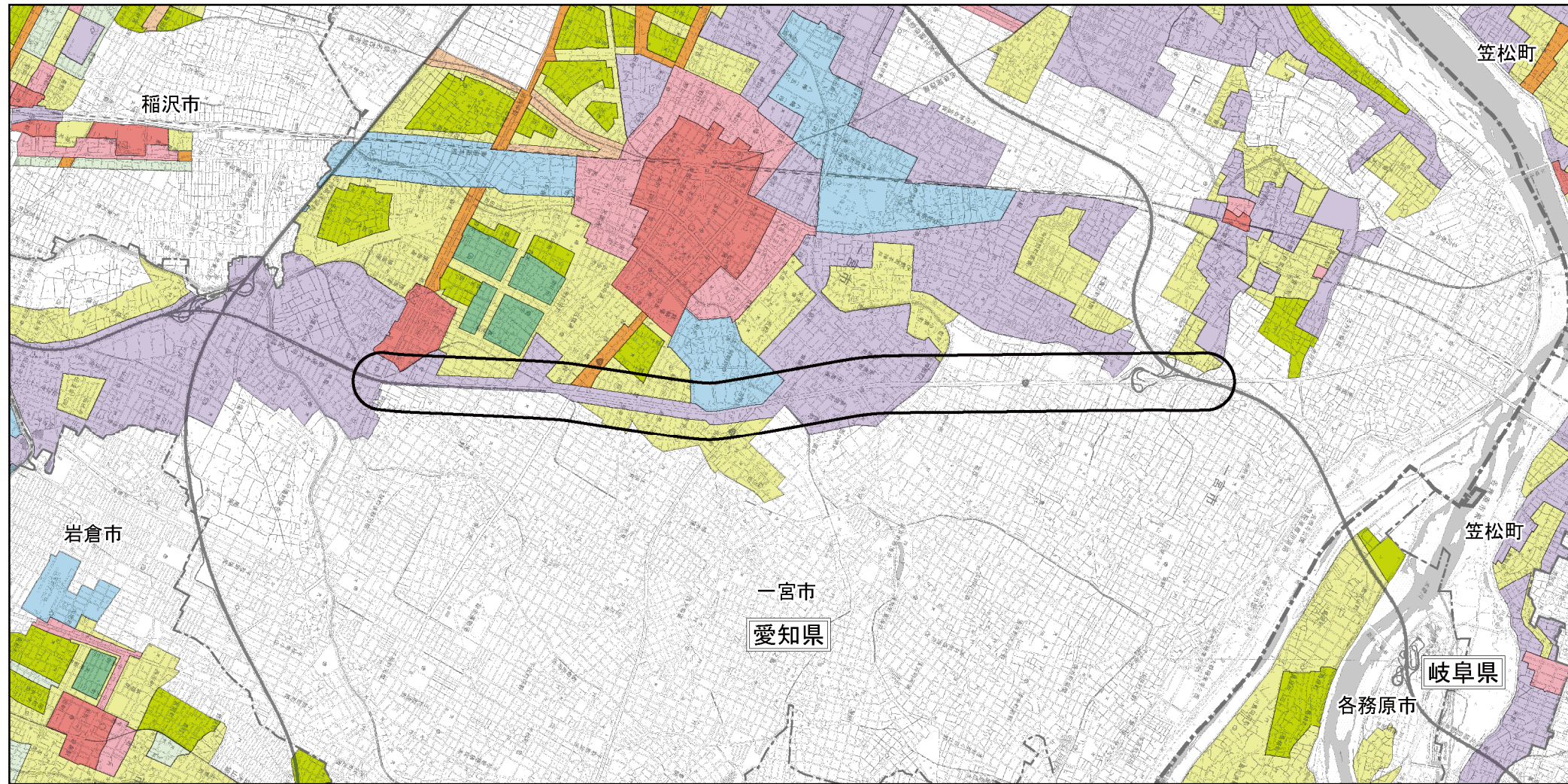
図 4-2-9 公共下水道処理施設

2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 都市計画法の規定により定められた用途地域

調査区域における「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域は、図4-2-10に示すとおりです。一宮市内では主に事業実施区域の西側で用途地域が定められており、主に商業系・工業系の地域に指定されており、住居系の地域は第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域に指定されている箇所が多く存在します。

事業実施区域においては、主に第1種住居地域、準工業地域、工業地域及び用途地域の定めのない地域が指定されています。



凡例

- | | |
|---|---|
| 第一種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 商業地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 準工業地域 |
| 第一種住居地域 | 工業地域 |
| 第二種住居地域 | 用途なし |
| 準住居地域 | |

○ : 事業実施区域 - - - : 行政界



出典：マップあいち 都市計画総括図(平成28年度)(愛知県ホームページ)
 県域統合型 GIS ぎふ(平成31年4月、各務原市都市計画課ホームページ)
 笠松町都市計画総括図(令和2年3月、笠松町)

図 4-2-10 用途地域図

2) 公害防止計画の策定

愛知県において、「環境基本法」第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画（公害防止計画）は、名古屋市等で策定されていますが、一宮市、稲沢市及び岩倉市は策定地域の対象外です。

岐阜県においては、岐阜地域（岐阜市、各務原市）を対象に、平成 23 年度に 10 年間の期限とする第 8 期公害防止計画が策定されています。

表 4-2-14 岐阜地域公害防止計画の概要

計画の期間	平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間
計画の対象地域	岐阜市、各務原市（2 市）
主要課題	1. 伊勢湾に流入する河川の水質汚濁 伊勢湾に流入する河川の汚濁負荷を削減し、伊勢湾の COD に係る水質汚濁並びに窒素、りんによる富栄養化の防止を図る。 2. 自動車交通騒音 騒音の著しい沿道における自動車交通騒音の防止を図る。 3. 地下水汚染 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による地下水汚染の防止を図る。 4. 都市地域における大気汚染 都市地域における大気汚染の防止を図る。

出典：令和2年度版環境白書（岐阜県）

3) 大気汚染防止法に規定する指定地域

調査区域において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定地域はありません。

4) 環境基本法の規定により定められた大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準は、表4-2-15に示すとおりです。

表4-2-15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>4) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>5) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p>

出典：大気汚染に係る環境基準について(昭和48年5月8日環境庁告示25号)
 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(平成21年9月9日環境庁告示33号)
 二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年7月11日環境庁告示38号)
 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年2月4日環境庁告示4号)

5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法により規定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

調査区域内の市町における「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号)第6条第1項の規定に基づき同法施行令(平成4年11月26日政令第365号)で定める窒素酸化物対策地域、及び同法第8条第1項の規定に基づき同法施行令で定める粒子状物質対策地域(以下、対策地域)は、愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市が指定されています。

また、愛知県では、上記の対策地域外からの流入車も含め、対策地域を運行する車両を対象として、車種規制非適合車の使用抑制及びエコドライブの促進を図るために、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」が制定・施行されています。

6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

調査区域において、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律第34号)第5条第1項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

7) 環境基本法の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況

調査区域における「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定により定められた騒音に係る環境基準は表4-2-16に、環境基準の地域の類型指定の状況は表4-2-17～表4-2-18及び図4-2-11に示すとおりです。

調査区域は概ね、第1種・第2種住居地域及び用途地域の定めのない地域が該当するB類型並びに近隣商業・商業・準工業及び工業地域が該当するC類型に指定されています。

事業実施区域においては、主にB類型及びC類型が指定されています。

表4-2-16 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域(道路に面する地域)に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に定める自動車専用道路をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典: 騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)

騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年 環境省)

表 4-2-17 騒音に係る環境基準の類型指定

(愛知県)

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：平成24年4月1日、一宮市告示第58号

(岐阜県)

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に基づく規制地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項に基づく区域の区分(以下「区域区分」という。)が第一種区域である地域及び区域区分が第二種区域である地域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定に基づき第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第二種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第三種区域及び第四種区域である地域

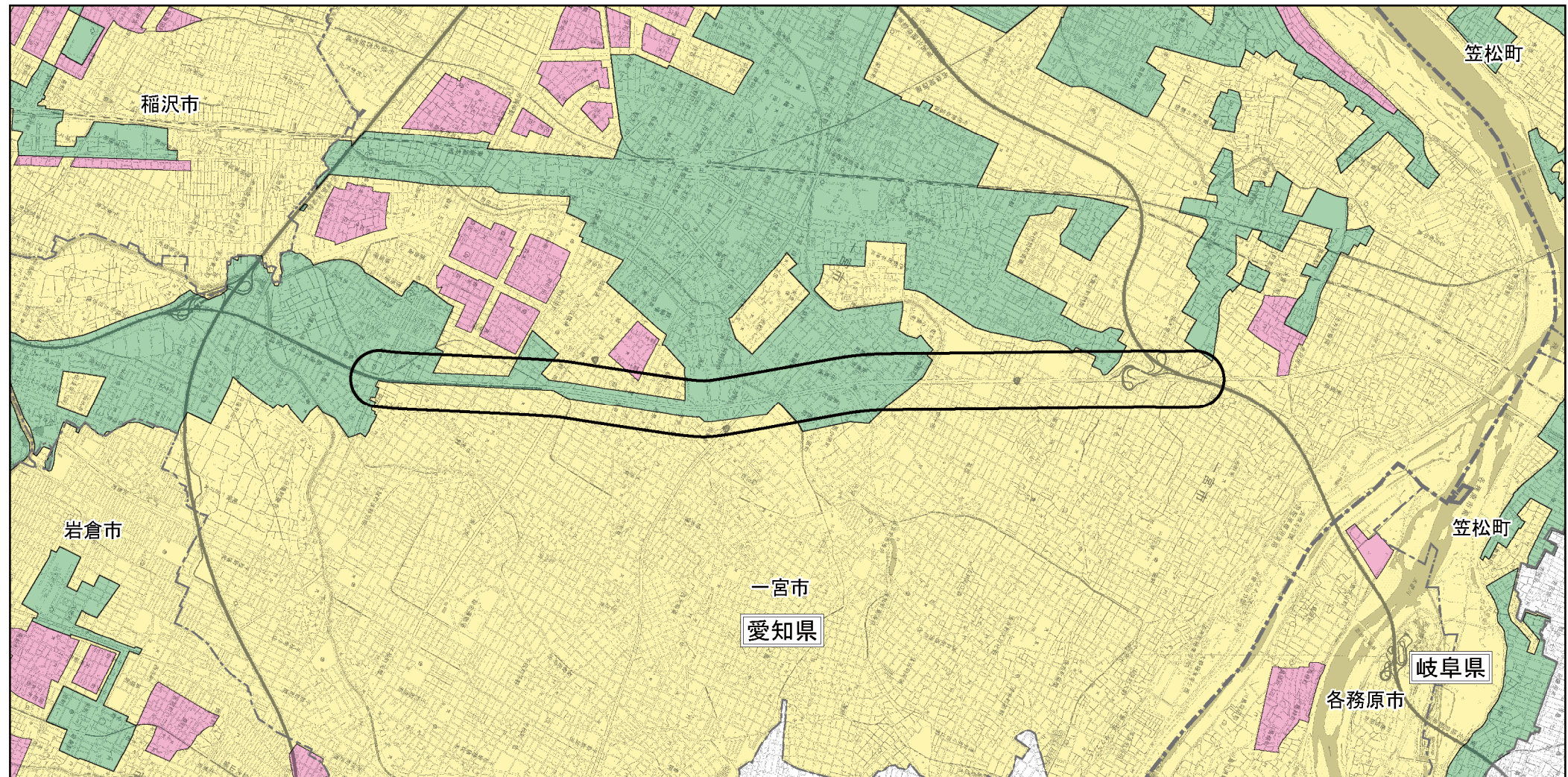
出典：環境基本法に基づく騒音に係る環境基準(平成24年3月22日、各務原市告示第24号)

騒音に係る環境基準の地域類型の指定(昭和52年2月1日、岐阜県告示第57号)

表 4-2-18 騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（岐阜県）

市町	区域の区分	該当地域
各務原市	第一種区域	尾崎北町1丁目から6丁目まで、尾崎西町3丁目、尾崎南町1丁目、3丁目から5丁目まで、那加琴が丘町1丁目、2丁目、緑苑北1丁目から3丁目まで、緑苑東3丁目、4丁目、緑苑西1丁目から4丁目まで、緑苑中1丁目から3丁目まで、緑苑南1丁目から4丁目まで、つつじが丘1丁目から8丁目まで、松が丘1丁目から7丁目まで、鵜沼台1丁目から3丁目まで、5丁目から8丁目まで、新鵜沼台1丁目から7丁目まで、鵜沼東町8丁目、鵜沼のうち字東洞東淵、字半ノ木洞、字合戸及び蘇原清住町3丁目から5丁目までの各全部 尾崎北町7丁目、尾崎西町1丁目、2丁目、4丁目、5丁目、尾崎南町2丁目、6丁目、那加土山町1丁目、那加琴が丘町3丁目、那加柄山町、那加大洞、緑苑東1丁目、2丁目、鵜沼台4丁目、新鵜沼台8丁目、鵜沼大安寺町1丁目、2丁目、鵜沼西町1丁目、2丁目、鵜沼宝積寺町1丁目、4丁目から6丁目まで、鵜沼東町1丁目から3丁目まで、7丁目、鵜沼羽場町2丁目、鵜沼山崎町7丁目、鵜沼のうち字東洞、字茅場、字宝積寺山、八木山、各務おがせ町8丁目、9丁目、蘇原清住町1丁目、2丁目、6丁目及び蘇原持田町5丁目の各一部
	第二種区域	第一種区域、第三種区域及び第四種区域並びに川島笠田町、川島北山町、川島小網町、川島河田町、川島松倉町、川島松原町及び川島渡町の河川敷の区域を除いた地域
	第三種区域	那加住吉町1丁目から5丁目まで、那加日之出町、那加楽天地町、那加栄町、那加緑町3丁目、那加萱場町1丁目から3丁目まで、那加桐野外二ヶ所大字入会地、蘇原中央町4丁目、蘇原三柿野町2丁目、成清町6丁目、7丁目、神置町4丁目、下中屋町2丁目、3丁目、大佐野町3丁目、小佐野町1丁目、上中屋町1丁目から5丁目まで、上戸町5丁目、松本町1丁目、山脇町6丁目、前渡西町4丁目及び5丁目の各全部 尾崎西町5丁目、那加土山町2丁目、那加山後町2丁目、那加桜町1丁目、2丁目、那加門前町1丁目、2丁目、那加織田町1丁目、2丁目、那加信長町1丁目、2丁目、那加緑町2丁目、4丁目、那加萱場町4丁目、那加新那加町、那加吾妻町、那加本町、那加西野町、那加元町、那加新加納町、那加西那加町、那加東那加町、那加北栄町、那加南栄町、那加楠町、那加大東町、那加官有地、鵜沼川崎町1丁目から3丁目まで、鵜沼三ツ池町1丁目から3丁目まで、鵜沼各務原町1丁目、3丁目、5丁目、8丁目、鵜沼西町1丁目から3丁目まで、鵜沼羽場町1丁目、3丁目から5丁目まで、鵜沼東町1丁目から3丁目まで、5丁目から7丁目まで、鵜沼山崎町2丁目、3丁目、各務西町4丁目、各務山の前町1丁目、各務おがせ町9丁目、蘇原青雲町3丁目から5丁目まで、蘇原花園町1丁目から4丁目まで、蘇原新栄町1丁目、蘇原野口町5丁目、蘇原東栄町2丁目、蘇原東島町3丁目、4丁目、蘇原柿沢町1丁目から3丁目まで、蘇原月丘町3丁目、4丁目、蘇原緑町3丁目、4丁目、蘇原中央町3丁目、蘇原興垂町4丁目、5丁目、蘇原六軒町1丁目から4丁目まで、蘇原早苗町、蘇原三柿野町、大野町5丁目、成清町1丁目から5丁目まで、神置町2丁目、3丁目、下中屋町1丁目、大佐野町1丁目、2丁目、小佐野町2丁目、3丁目、三井町2丁目、3丁目、三井東町2丁目、上戸町2丁目から4丁目まで、6丁目、山脇町5丁目、7丁目、松本町2丁目、下切町1丁目、8丁目、9丁目、前渡西町1丁目から3丁目まで、6丁目、7丁目、前渡北町4丁目、前渡東町1丁目から4丁目まで、神置町、大佐野町、上中屋町、松本町、下切町、前渡西町及び前渡東町の各一部
	第四種区域	鵜沼三ツ池町6丁目、鵜沼各務原町7丁目、鵜沼朝日町2丁目、テクノプラザ1丁目から4丁目まで、蘇原三柿野町1丁目、3丁目、川崎町及び大野町6丁目の各全部 金属団地、那加山崎町、那加官有地、鵜沼川崎町1丁目から3丁目まで、鵜沼三ツ池町3丁目から5丁目まで、鵜沼各務原町1丁目、2丁目、8丁目、鵜沼朝日町1丁目、3丁目、4丁目、各務東町5丁目、須衛町2丁目、4丁目、6丁目、7丁目、蘇原瑞雲町3丁目、蘇原興垂町1丁目から5丁目まで、蘇原三柿野町、大野町1丁目、2丁目、三井山町2丁目、上戸町7丁目及び川島竹早町の各一部
笠松町	第二種区域	中新町、宮川町及び如月町の各全部 上新町、下新町、西宮町、東宮町、天王町、西町、柳原町、下本町、司町、港町、相生町、泉町、八幡町、二見町、奈良町、東金池町、上柳川町、門前町、弥生町、朝日町、美笠通一丁目、二丁目、春日町、東陽町、常盤町、松栄町、月美町、緑町、田代、長池、北及、門間、円城寺、中野及び無動寺の各一部
	第三種区域	第二種区域及び河川区域を除いた地域

出典：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年3月22日、各務原市告示第23号）
騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（昭和44年6月19日、岐阜県告示第486号）



凡例

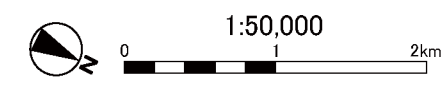
騒音に係る環境基準の類型

- A 類型
- B 類型
- C 類型

自動車騒音の限度に係る区域

- a 区域
- b 区域
- c 区域

: 事業実施区域 - - - : 行政界



出典：マップあいち 都市計画総括図(平成28年度) (愛知県)
 騒音に係る規制地域及び区域分布図 (各務原市)
 岐阜県都市計画区域笠松町都市計画総括図 (平成30年4月、笠松町)

図 4-2-11 騒音類型指定状況及び自動車騒音の限度に係る区域区分図

8) 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第17条第1項に基づき自動車騒音の限度及び時間の区分は表4-2-19(1)～(2)に、自動車騒音の区域の区分は表4-2-20及び前掲の図4-2-11に示すとおりです。

調査区域の大半はb区域に指定されています。このほか商業・工業系の土地利用箇所が該当するc区域が一宮市中心部等で指定されており、一部住居系の土地利用箇所が該当するa区域が点在しています。

事業実施区域においては、主にb区域及びc区域が指定されています。

表4-2-19(1) 自動車騒音の限度

区域の区分	昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考) a区域、b区域、c区域の区分は表4-2-20に示すとおりである。

表4-2-19(2) 自動車騒音の限度(幹線交通を担う道路に近接する区域)

昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考1)「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

備考2)「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)

表 4-2-20 自動車騒音の限度に係る区域の区分

(愛知県)

区域	区域の区分
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成14年3月15日一宮市告示第64号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分（平成12年3月愛知県告示第312号）

(岐阜県)

区域	区域の区分
a 区域	1 第1種騒音規制区域である地域 2 第2種騒音規制区域である地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域として定められた地域
b 区域	第2種騒音規制区域である地域（a区域である地域を除く。）
c 区域	第3種騒音規制区域又は第四種騒音規制区域である地域

備考) この表において「第一種騒音規制区域」、「第二種騒音規制区域」、「第三種騒音規制区域」及び「第四種騒音規制区域」とは、それぞれ以下の告示に従って定められる区域をいう。(表4-2-18参照)

各務原市：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成24年3月22日各務原市告示第23号）に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域

笠松町：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示」（昭和44年岐阜県告示第486号）に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域

出典：騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定（平成12年3月31日岐阜県告示第259号）平成24年3月22日各務原市告示第26号

9) 騒音規制法等に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況

調査区域における「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-21に、区域の区分は表4-2-22及び図4-2-12に示すとおりです。

調査区域は、第1号区域及び第2号区域が指定されています。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されています。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日条例第7号)第47条に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表4-2-23に、区域の区分は表4-2-24及び図4-2-13に示すとおりです。

調査区域及び事業実施区域を含む愛知県全域が、特定建設作業に伴う騒音の基準の対象地域となっています。

表4-2-21 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(騒音規制法)

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	第1号区域及び第2号区域	
対象作業	別表 No. 1～8 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において85dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る
6	バックホウを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

表 4-2-22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域 2. 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの地域
第2号区域	前号に掲げる区域以外の区域

備考：この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ以下の告示に従って定められる区域をいう。

一宮市：平成14年3月15日一宮市告示第64号、改正：平成27年6月1日一宮市告示第221号

各務原市：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成24年3月22日各務原市告示第23号）に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域（表4-2-18参照）

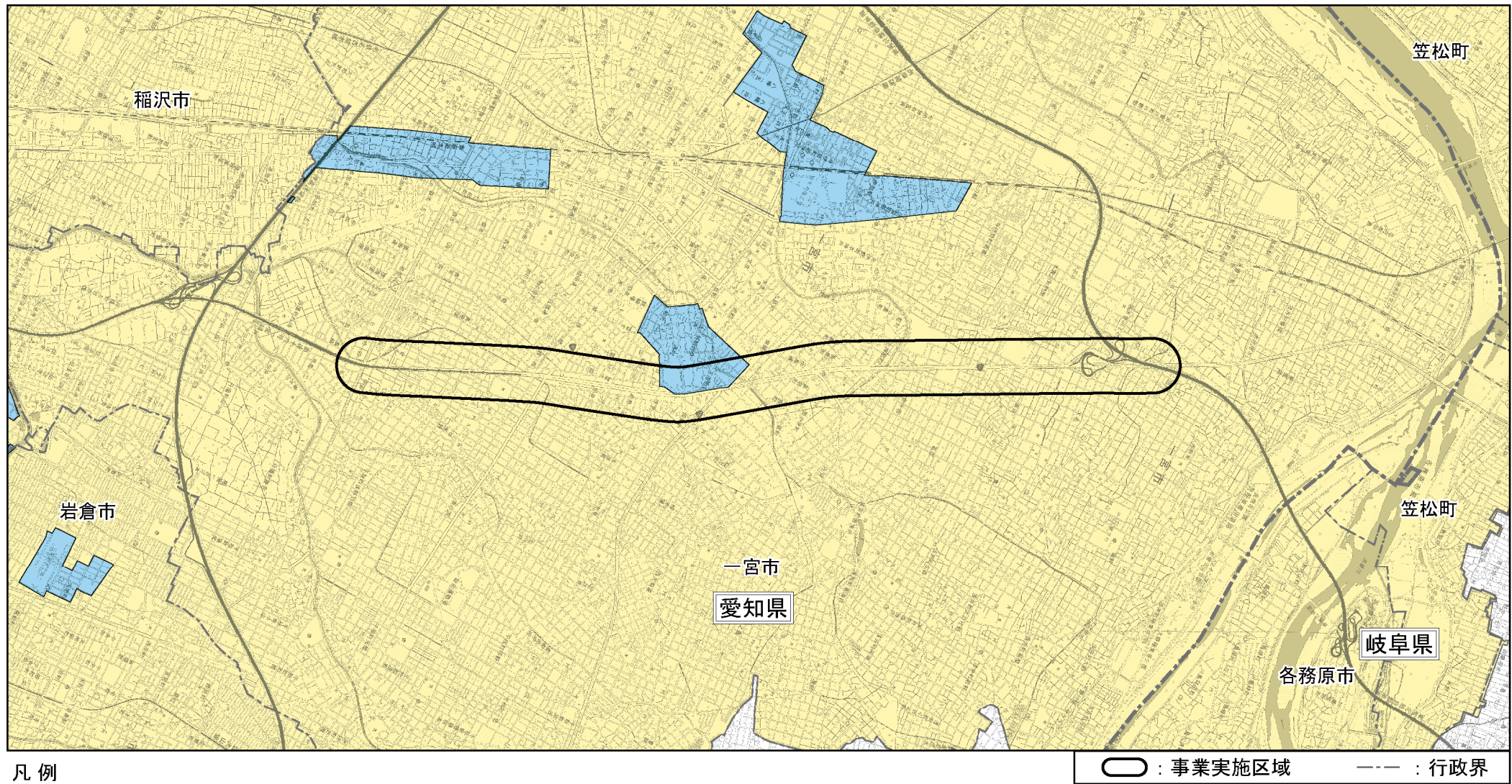
笠松町：騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（昭和44年岐阜県告示第486号）に定める第2種区域、第3種区域（表4-2-18参照）

出典：平成14年3月15日一宮市告示第64号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域（昭和46年愛知県告示第801号）

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（昭和44年6月19日岐阜県告示第486号）

平成24年3月22日各務原市告示第23号



凡例
 第1号区域
 第2号区域

出典：平成14年3月15日一宮市告示第64号、改正：平成27年6月1日一宮市告示第221号
 マップあいち 都市計画総括図(平成28年度)(愛知県)
 騒音に係る規制地域及び区域分布図(各務原市)
 岐阜県都市計画区域笠松町都市計画総括図(平成30年4月、笠松町)

図 4-2-12 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図(騒音規制法)

表 4-2-23 特定建設作業に伴う騒音の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～10 参照	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと 第3号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと 第3号区域：1日10時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注) 適用除外の要件は以下の通りである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法に基づく道路の占有、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけんを除く ・アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	
8	コンクリートカッターを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械	<ul style="list-style-type: none"> ・これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

表 4-2-24 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
(県民の生活環境の保全等に関する条例)

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（前号2.の区域を除く）
第3号区域	前2号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）



出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）
 マップあいち 都市計画総括図（平成28年度）（愛知県ホームページ）

図 4-2-13 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動の規制に関する区域の区分図（県民の生活環境の保全等に関する条例）